

小児慢性特定疾病医療給付申請における【申請者】について

- ・「申請者」とは小児慢性特定疾病の医療を受ける児童等（以後「受診者」という。）の保護者の方です。
 - ・原則は児童等の加入している保険証の被保険者の方が申請者となります。
 - ・ただし、国民健康保険（川越市国保、業種別国保）に加入している受診者については、児童本人が被保険者となるため、児童等を扶養している方が申請者となります。
 - ・「保護者」とは児童等の親権を行う方、未成年後見人その他の方で、当該児童等を現に監護する方をいいます。
 - ・受診者が単身者や保険証の被保険者でも、申請は「保護者」が行う必要があります。
 - ・受診者と被保険者の住所が異なる場合は、受診者と同一住所の保護者の方が申請者となることも可能です。
- 例：保険証の被保険者である父が単身赴任をしている場合、受診者の同一住所の母を申請者としても、別居している父を申請者としてもどちらでもよい。

市民税・県民税課税（非課税）証明書の提出等について

※下記①、②のいずれかに該当する方は市民税・県民税課税（非課税）証明書の提出が必要となります。

- ①健康管理課が申請者及び支給認定基準世帯員の課税情報を税担当部署に照会し、取得することに同意して頂けない方。
- ②何らかの理由により、申請者及び支給認定基準世帯員（被用者保険の場合は被保険者、国民健康保険及び国民健康保険組合の場合は対象児童と同一保険に加入している方全員）の課税情報を健康管理課が参照できない方。

【備考】

1. 対象年度は申請する日が4月1日から6月30日の場合は前年度、申請する日が7月1日から3月31日の場合は申請する年度のものをお取りください。
2. 証明書の名称は市区町村ごとに異なります。必ず、収入・所得金額、各種控除額、市町村・県民税額（所得割、均等割）等すべてが明記されている証明書を取得してください。